

東地特捜第 359 号  
平成 16 年 4 月 16 日

半 澤 一 宣 殿

東 京 地 方 検 察 庁  
特 別 捜 査 部 直 告 班

貴殿から送付された「列車爆発テロに悪用され得る車両の欠陥構造を放置し続ける鉄道事業者に対する告発状」と題する書面（2004年3月23日付け）について検討しましたが、上記書面は平成16年3月30日付け東地特捜第164号をもって貴殿に返戻した書面と同一のものであり受理できません。

また、補足説明書面（2004年4月4日付け）についても検討しましたが、やはり告発の対象となる犯罪事実が特定されているとは認められません。

返戻書面に記載したとおり、告訴・告発は、刑罰法規に該当する具体的な犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものです（なお、殺人幫助予備罪、傷害幫助予備罪という罪名はありません）。

おって、再度告発する意思に変わりないのであれば、法律の専門家である弁護士等ともよく相談され、上記の点に十分に検討して具体的な犯罪事実を記載の上、引き続き警視庁本部に相談するのが相当と思料します。

よって、上記書面、添付資料及び補足説明書面は返戻します。

東京高等裁判所内  
16.04.04  
TOKYO KOTO  
SAIBANSHO MAI

日本郵便  
NIPPON  
00470  
015321  
2B9F450 PB7700229

簡易書留



東地特搜第

359  
号

半澤 一 宣 殿

足立区